

2025 年 2 月 28 日

リースに関する会計基準及び適用指針等の開発に関する適正手続の遵守状況の報告

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、2024 年 9 月 13 日に公表した企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」等（以下「リース会計基準等」という。対象となる企業会計基準等は（別紙 1）を参照のこと。）について、適正手続の遵守状況を、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「会計基準適正手続規則」という。）第 30 条に従って報告するものである。

当委員会は、公開草案及び企業会計基準等の公表に関する適正手続の遵守状況について、会計基準適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、当委員会が、リース会計基準等（対象となる企業会計基準等は（別紙 1）を参照のこと）の開発に関して、適正手続の遵守状況を会計基準適正手続規則第 30 条に従って報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 会計基準適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	会計基準適正手続規則 に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議 テーマの決定	<u>第 23 条 第 3 項</u> 委員会は、第 1 項のほか、 緊急性がある等の場合、委員 会の審議において審議テー マを決定できる。	2016 年 3 月 4 日に開催された 第 26 回基準諮問会議において新 規テーマとして諮問され、2016 年 3 月 9 日に開催された第 331 回企業会計基準委員会において 委員会の中期運営方針に含める ことが委員会に提言された。そ の後、委員会は 2016 年 8 月に公 表した中期運営方針において、 日本基準を国際的に整合性のあ るものとするための取組みに関 する今後の検討課題の 1 つとし て取り上げた。 2017 年 12 月 20 日に開催され た第 375 回企業会計基準委員会 において、リースに関する会計 基準の改訂に向けた検討に着手 することが決定され、2018 年 6 月 21 日に開催された第 387 回企 業会計基準委員会より予備的な 検討が開始された。 その後、2019 年 3 月 22 日に

		開催された第 405 回企業会計基準委員会において、借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上する会計基準の開発に着手することとした。
--	--	---

公開草案の公表

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況	<u>第 7 条 第 1 項</u> 委員会の議事は、原則として一般に公開し、受付の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	【企業会計基準委員会の状況】 公開草案の公表（2023 年 5 月 2 日）まで、企業会計基準委員会において 48 回の審議が行われた。詳細は（別紙 2）を参照のこと。 2020 年 5 月から 8 月の企業会計基準委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議システム等（会計基準適正手続規則第 14 条。以下同じ。）で行われ、傍聴を認めなかった。 2020 年 11 月以後の企業会計基準委員会はウェブ会議の傍聴を認めた。 なお、傍聴を認めなかった企業会計基準委員会も含め、企業会計基準委員会の審議の音声を財務会計基準機構のホームページで公開した。 【リース会計専門委員会の状況】 公開草案の公表（2023 年 5 月 2 日）まで、リース会計専門委員会において 47 回の審議が行われた。詳細は（別紙 2）を参照のこ

項目	会計基準適正手続規則 に定める適正手続	適正手続の遵守状況
		と。 2020 年 6 月から 7 月のリース会計専門委員会は、新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議システム等で行われ、傍聴を認めなかった。 2020 年 11 月以後のリース会計専門委員会はウェブ会議の傍聴を認めた。
	<u>第 9 条 第 1 項</u> 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	・2018 年 6 月から 2022 年 3 月まで 審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会の 2 営業日から 3 営業日前の送付となった例が散見された。 ・2022 年 4 月から 2023 年 4 月まで 審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。
	<u>第 14 条</u> 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員長がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会にウェブ会議システム、テレビ会議システム及び電話会議システムなど、即時性、双方向性を満たす方法（以下「ウェブ会議システム等の方法」という。）を使用して出席することができる。	・2018 年 6 月から 2020 年 2 月まで 企業会計基準委員会において出席した委員は直接参加しており、ウェブ会議システム等が使用されたことはなかった。 ・2020 年 5 月から 2022 年 12 月 6 日まで 企業会計基準委員会において新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議システム等で行った。 ・2023 年 1 月から 2023 年 4 月まで

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
		企業会計基準委員会において出席した委員は直接参加しており、ウェブ会議システム等により出席されたことはなかった。
	<u>第15条 第6項</u> 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して又はウェブ会議システム等の方法を使用して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	企業会計基準委員会において、書面にて欠席した委員から意見が表明されたことがあり、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明された。 また、欠席した委員からウェブ会議システム等の方法により意見が表明されたことがあった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	<u>第21条</u> 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 <u>第21条</u> アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案の公表まで、財務諸表作成者に対して5回、財務諸表利用者に対して2回、アウトリーチが実施され、その後の企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会の審議の中でその概要が適宜報告された。 アウトリーチの概要については、（別紙3）を参照のこと。
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	<u>第15条 第1項</u> 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論	2023年4月26日開催の第500回企業会計基準委員会において公開草案の公表議決が行われ、

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。 <u>第 15 条 第 7 項</u> 委員会に欠席した委員が議決に参加することは認められない。	出席委員 13 名（委員総数 14 名、1 名欠席）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、2023 年 5 月 2 日に公開草案が公表された。 出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
公開草案の公開期間	<u>第 20 条 第 3 項</u> 前2項による公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	2023 年 5 月 2 日にコメント募集を開始し、2023 年 8 月 4 日までをコメント受付期間（約 3 ヶ月）とした。

企業会計基準等の公表

項目	会計基準適正手続規則 に定める適正手続	適正手続の遵守状況												
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	<u>第 20 条 第 4 項</u> 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	公開草案に寄せられた意見は、2023 年 8 月 9 日に財務会計基準機構のホームページに掲載した。なお、寄せられたコメントは 45 件であり、内訳は以下のとおりである。 [団体等] <table><tr><th>属性</th><th>提出者数</th></tr><tr><td>財務諸表作成者</td><td>24</td></tr><tr><td>財務諸表利用者</td><td>1</td></tr><tr><td>監査人</td><td>5</td></tr><tr><td>その他</td><td>2</td></tr><tr><td>合計</td><td>32</td></tr></table> [個人]	属性	提出者数	財務諸表作成者	24	財務諸表利用者	1	監査人	5	その他	2	合計	32
属性	提出者数													
財務諸表作成者	24													
財務諸表利用者	1													
監査人	5													
その他	2													
合計	32													

項目	会計基準適正手続規則 に定める適正手続	適正手続の遵守状況	
		属性	提出者数
		財務諸表作成 者・財務諸表利 用者等	13
		合計	13
公開草案に寄せら れた意見に関する 委員会の審議の状 況	<u>第7条 第1項</u> 委員会の議事は、原則として一般に公開し、受付の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	【企業会計基準委員会の状況】 公開草案の公表後、企業会計基準委員会において24回の審議が行われた。詳細は（別紙2）を参照のこと。審議は、一般に公開し、ウェブでの傍聴を認めた。 【リース会計専門委員会の状況】 公開草案の公表後、リース会計専門委員会において22回の審議が行われた。詳細は（別紙2）を参照のこと。審議は、一般に公開し、ウェブ会議の傍聴を認めた。	
	<u>第9条 第1項</u> 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね5営業日前に送付された。	
	<u>第14条</u> 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員長がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会にウェブ会議システム、テレビ会議システム及び電話会議システムなど、即時性、双方向性を満たす方法（以下	企業会計基準委員会において出席した委員は直接参加しており、ウェブ会議システム等により出席されたことはなかった。	

項目	会計基準適正手続規則 に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	「ウェブ会議システム等の方法」という。)を使用して出席することができる。	
	<u>第 15 条 第 6 項</u> 委員が委員会を欠席した場合、書面又はウェブ会議システム等の方法を使用して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	企業会計基準委員会において、書面にて欠席した委員から意見が表明されたことがあり、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明された。 また、ウェブ会議システム等の方法により欠席した委員からの意見が表明されたことがあった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	<u>第 21 条</u> 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 <u>第22条</u> アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案の公表後、財務諸表利用者に対して 1 回、アウトリーチが実施され、その後の企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の中でその概要が報告された。 アウトリーチの概要については、（別紙 3）を参照のこと。
再公開草案の必要性に関する審議の状況等	<u>第 20 条 第 5 項</u> 企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要	公開草案の最終基準化にあたって、公開草案を再度公表する必要性の有無について、2024 年 8 月 20 日開催の第 531 回企業会

項目	会計基準適正手続規則 に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	性がないか否かを、委員会において検討する。	計基準委員会及び2024年9月3日開催の第532回企業会計基準委員会において審議を行った。 審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。
	<u>第20条 第1項</u> 企業会計基準等の開発及び修正国際基準の開発を行う場合、原則として、公開草案を公表し、広く一般からの意見を募集する。ただし、重要性が乏しい場合など、委員長の判断により、委員会の議決を経て、公開草案を公表しないことができる。 また、企業会計基準等の補足文書の開発にあたり、必要と認められる場合、広く一般からの意見を募集する。	企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の改正に関する公開草案を公表する必要性の有無について、2024年9月3日開催の第532回企業会計基準委員会において、審議を行った。 審議の結果、公開草案を公表しないとする委員長判断のもと、議決が行われ、出席委員13名全員（委員総数14名）の賛成により公開草案を公表しないことが承認された。
企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	<u>第15条 第1項</u> 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第56条の定めに従い、委員の5分の3以上の多数を持って議決する。	リース会計基準等は、2024年9月3日開催の第532回企業会計基準委員会において出席委員13名全員（委員総数14名）の賛成により公表することが承認された。その後、2024年9月13日に公表された。
	<u>第15条 第2項</u> 企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記	企業会計基準については、出席委員数、賛成委員数及び賛成した委員の名前を記載している。また、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針については、出席委員数と賛成委員数を記載している（別紙4）。

項目	会計基準適正手続規則 に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	
	第 15 条 第 3 項 企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。	リース会計基準等の公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。
	第 15 条 第 7 項 委員会に欠席した委員が議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。

以 上

(別紙 1) リース会計基準等の公表及び改正

対象となる企業会計基準等

1. 公表

- 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」
- 企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」

2. 改正

- 企業会計基準第 35 号「『固定資産の減損に係る会計基準』の一部改正」
- 企業会計基準第 36 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その 2）」
- 企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」
- 企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」
- 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」
- 企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- 企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」
- 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
- 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
- 企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」
- 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」
- 実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」
- 移管指針「移管指針の適用」
- 移管指針第 6 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- 移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」
- 移管指針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第 13 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についての Q & A」

以 上

(別紙2) 企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会の審議の状況

公開草案の公表に関する企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第408回	2019年5月13日	・抽出した課題の検討
第409回	2019年5月28日	・アウトリーチ（財務諸表作成者）の結果の検討
第411回	2019年6月27日	・アウトリーチ（財務諸表作成者）の結果の検討
第415回	2019年8月26日	・アウトリーチ（財務諸表作成者）の結果の検討
第419回	2019年10月25日	・アウトリーチ（財務諸表作成者）の結果の検討
第420回	2019年11月8日	・アウトリーチ（財務諸表作成者）の結果の検討
第425回	2020年2月12日	・リース会計基準改正の基本的な方針の検討
第427回	2020年3月11日	・リース会計基準改正の基本的な方針の検討
第437回	2020年7月13日	・抽出した課題の検討
第438回	2020年7月29日	・抽出した課題の検討
第439回	2020年8月13日	・抽出した課題の検討
第446回	2020年11月19日	・抽出した課題の検討
第447回	2020年12月3日	・抽出した課題の検討
第449回	2021年1月15日	・抽出した課題の検討
第452回	2021年2月25日	・抽出した課題の検討
第454回	2021年3月25日	・抽出した課題の検討
第455回	2021年4月13日	・抽出した課題の検討
第462回	2021年7月28日	・抽出した課題の検討
第463回	2021年8月11日	・抽出した課題の検討
第467回	2021年10月8日	・開発にあたっての基本的な方針の検討
第469回	2021年12月3日	・開発にあたっての基本的な方針の検討
第470回	2021年12月20日	・抽出した課題の検討
第471回	2022年1月12日	・抽出した課題の検討
第472回	2022年1月26日	・抽出した課題の検討
第474回	2022年2月21日	・抽出した課題の検討
第475回	2022年3月11日	・抽出した課題の検討
第477回	2022年4月13日	・抽出した課題の検討

回数	開催日	審議内容
		・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 478 回	2022 年 4 月 26 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 479 回	2022 年 5 月 17 日	・ 抽出した課題の検討
第 480 回	2022 年 5 月 31 日	・ 抽出した課題の検討
第 481 回	2022 年 6 月 15 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 482 回	2022 年 6 月 29 日	・ 抽出した課題の検討
第 483 回	2022 年 7 月 19 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 484 回	2022 年 8 月 1 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 485 回	2022 年 8 月 23 日	・ 抽出した課題の検討
第 486 回	2022 年 9 月 6 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 487 回	2022 年 9 月 21 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 489 回	2022 年 10 月 18 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 490 回	2022 年 11 月 7 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 491 回	2022 年 11 月 21 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 492 回	2022 年 12 月 6 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 494 回	2023 年 1 月 17 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 495 回	2023 年 2 月 7 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 496 回	2023 年 2 月 20 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討

回数	開催日	審議内容
第 497 回	2023 年 3 月 8 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 498 回	2023 年 3 月 22 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 499 回	2023 年 4 月 11 日	・ 公開草案の文案の検討
第 500 回	2023 年 4 月 26 日	・ 公開草案の公表議決

(リース会計専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 85 回	2019 年 4 月 23 日	・ 抽出した課題の検討
第 86 回	2019 年 5 月 20 日	・ アウトリーチの実施 (財務諸表作成者)
第 87 回	2019 年 6 月 10 日	・ アウトリーチの実施 (財務諸表作成者)
第 88 回	2019 年 8 月 21 日	・ アウトリーチの実施 (財務諸表作成者)
第 89 回	2019 年 10 月 8 日	・ アウトリーチの実施 (財務諸表作成者)
第 90 回	2019 年 10 月 30 日	・ アウトリーチの実施 (財務諸表作成者)
第 91 回	2020 年 1 月 27 日	・ リース会計基準改正の基本的な方針の検討
第 92 回	2020 年 2 月 21 日	・ リース会計基準改正の基本的な方針の検討
第 93 回	2020 年 6 月 29 日	・ 抽出した課題の検討
第 94 回	2020 年 7 月 20 日	・ 抽出した課題の検討
第 95 回	2020 年 11 月 2 日	・ 抽出した課題の検討
第 96 回	2020 年 11 月 26 日	・ 抽出した課題の検討
第 97 回	2021 年 2 月 2 日	・ 抽出した課題の検討
第 98 回	2021 年 3 月 17 日	・ 抽出した課題の検討
第 99 回	2021 年 4 月 8 日	・ 抽出した課題の検討
第 100 回	2021 年 6 月 7 日	・ 抽出した課題の検討
第 101 回	2021 年 6 月 28 日	・ 抽出した課題の検討
第 102 回	2021 年 7 月 16 日	・ 抽出した課題の検討
第 103 回	2021 年 8 月 6 日	・ 抽出した課題の検討
第 104 回	2021 年 9 月 15 日	・ 抽出した課題の検討
第 105 回	2021 年 10 月 4 日	・ 抽出した課題の検討
第 106 回	2021 年 12 月 6 日	・ 抽出した課題の検討
第 107 回	2021 年 12 月 24 日	・ 抽出した課題の検討
第 108 回	2022 年 1 月 17 日	・ 抽出した課題の検討

回数	開催日	審議内容
第 109 回	2022 年 2 月 10 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 110 回	2022 年 3 月 2 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 111 回	2022 年 3 月 23 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 112 回	2022 年 4 月 5 日	・ 抽出した課題の検討
第 113 回	2022 年 4 月 18 日	・ 抽出した課題の検討
第 114 回	2022 年 5 月 10 日	・ 抽出した課題の検討
第 115 回	2022 年 5 月 24 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 116 回	2022 年 6 月 6 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 117 回	2022 年 7 月 4 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 118 回	2022 年 7 月 20 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 119 回	2022 年 8 月 24 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 120 回	2022 年 9 月 5 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 121 回	2022 年 9 月 15 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 122 回	2022 年 10 月 24 日	・ 抽出した課題の検討
第 123 回	2022 年 11 月 8 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 124 回	2022 年 11 月 22 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 125 回	2022 年 12 月 5 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 126 回	2023 年 1 月 16 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 127 回	2023 年 2 月 1 日	・ 公開草案の文案の検討
第 128 回	2023 年 2 月 16 日	・ 公開草案の文案の検討

回数	開催日	審議内容
		・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 129 回	2023 年 3 月 7 日	・ 公開草案の文案の検討
第 130 回	2023 年 3 月 20 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 131 回	2023 年 4 月 10 日	・ 公開草案の文案の検討

公開草案公表後の企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会の審議の状況

2. 公開草案公表後の企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第 509 回	2023 年 9 月 7 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 510 回	2023 年 9 月 21 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 511 回	2023 年 10 月 6 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 512 回	2023 年 10 月 19 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 513 回	2023 年 11 月 1 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 514 回	2023 年 11 月 14 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 515 回	2023 年 11 月 29 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 516 回	2023 年 12 月 13 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 517 回	2023 年 12 月 27 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 518 回	2024 年 1 月 23 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 519 回	2024 年 2 月 5 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 520 回	2024 年 2 月 20 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 521 回	2024 年 3 月 5 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 522 回	2024 年 3 月 18 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 523 回	2024 年 4 月 2 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 524 回	2024 年 4 月 22 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 525 回	2024 年 5 月 9 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 526 回	2024 年 5 月 22 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 527 回	2024 年 6 月 5 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 528 回	2024 年 6 月 20 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 529 回	2024 年 7 月 16 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・ 日本公認会計士協会への実務指針等の改正依

回数	開催日	審議内容
		頼
第 530 回	2024 年 7 月 30 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 531 回	2024 年 8 月 20 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・ 公開草案を再度公表する必要性の有無 ・ 日本公認会計士協会への実務指針等の改正依頼
第 532 回	2024 年 9 月 3 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・ 公開草案を再度公表する必要性の有無 ・ 公開草案を公表する必要性の有無 ・ リース会計基準等の公表議決 ・ 日本公認会計士協会への実務指針等の改正依頼

(リース会計専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 132 回	2023 年 9 月 4 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 133 回	2023 年 9 月 20 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 134 回	2023 年 10 月 3 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 135 回	2023 年 10 月 18 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 136 回	2023 年 10 月 31 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 137 回	2023 年 11 月 13 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 138 回	2023 年 11 月 27 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 139 回	2023 年 12 月 6 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 140 回	2023 年 12 月 21 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 141 回	2024 年 1 月 18 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 142 回	2024 年 1 月 30 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 143 回	2024 年 2 月 13 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 144 回	2024 年 2 月 27 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 145 回	2024 年 3 月 13 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 146 回	2024 年 3 月 27 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 147 回	2024 年 4 月 11 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 148 回	2024 年 5 月 7 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 149 回	2024 年 5 月 21 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 150 回	2024 年 6 月 3 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応

回数	開催日	審議内容
第 151 回	2024 年 6 月 17 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 152 回	2024 年 7 月 10 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 153 回	2024 年 7 月 25 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応

以 上

(別紙3) アウトリーチ（意見聴取）の状況

公開草案の公表までのアウトリーチの状況

1. 公開草案の公表までのアウトリーチの状況は、以下のとおりである。

開催日	対象	内容
2019年5月20日	財務諸表作成者（注1）	・会計基準の開発にあたっての適用上の課題について
2019年6月10日	財務諸表作成者（注1）	
2019年8月21日	財務諸表作成者（注1）	
2019年10月8日	財務諸表作成者（注1）	
2019年10月30日	財務諸表作成者（注1）	
2022年3月15日、 16日、30日	財務諸表利用者（注2）	・開示項目の有用性について
2022年12月3日	財務諸表利用者（注3）	

（注1）5つの業界団体への実施である。

（注2）日本証券アナリスト協会からの推薦者3名への実施である。

（注3）日本証券アナリスト協会からの推薦者4名への実施である。

公開草案の公表後のアウトリーチの状況

2. 公開草案の公表までのアウトリーチの状況は、以下のとおりである。

開催日	対象	内容
2024年1月10日	財務諸表利用者（注4）	・リースの注記事項について

（注4）日本証券アナリスト協会からの推薦者4名への実施である。

(別紙 4) 企業会計基準等の公表に関する議決に関する記載の状況

企業会計基準

1. 以下に出席委員数、賛成委員数及び賛成した委員の名前を記載している。
 - 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」第 60 項
 - 企業会計基準第 35 号「『固定資産の減損に係る会計基準』の一部改正」第 5 項
 - 企業会計基準第 36 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その 2）」第 4 項
 - 企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」第 21-2 項
 - 企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」第 10-3 項
 - 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」第 91-3 項

企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針

2. 以下に出席委員数と賛成委員数を記載している。
 - 会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」第 138 項
 - 企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第 67-4 項
 - 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」第 333-7 項
 - 企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第 22-2 項
 - 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」第 6-5 項
 - 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 8-5 項
 - 企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第 20-2 項
 - 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 108-4 項
 - 実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」第 22-2 項
 - 移管指針「移管指針の適用」第 6 項（各移管指針においては議決を記載せず、本移管指針の適用に一括して記載した。）

以 上